

受付番号	※
------	---

※の欄は記入しないでください。

### 既修得科目認定・実習時間一部免除申請書

学校法人 北杜学園

仙台医療福祉専門学校校長 殿

申請年月日	20	年	月	日
氏名				
生年月日		年	月	日生

私は、精神保健福祉士・社会福祉士養成施設または大学等において、履修済みの科目があるため、必要書類を添付のうえ、既修得科目認定・実習時間一部免除を申請いたします。

1 履修した学校名及び学部・学科名等

学校名	
学部・学科名等	

2 既修得科目認定・実習時間一部免除を希望する科目（○を付してください）

- (1) 社会福祉士・精神保健福祉士共通科目 「ソーシャルワークの理論と方法」 ※社会福祉士登録者  
【添付書類】「ソーシャルワークの理論と方法」についての履修証明書+社会福祉士登録証の写し
- (2) 精神保健福祉士指定科目 「ソーシャルワーク実習〈60時間免除〉」 ※社会福祉士「ソーシャルワーク実習」履修者  
【添付書類】「ソーシャルワーク実習(相談援助実習)」についての履修証明書
- (3) 精神保健福祉士指定科目  
【添付書類】申請を希望する指定科目についての履修証明書+当該科目のシラバス（教育内容が確認できるもの）

3 既修得科目認定・実習時間一部免除を希望する科目一覧

No.	本課程の履修科目	学習時間	既修得科目認定・実習時間一部免除を希望する科目に○を付してください。	本課程の履修科目名と異なる場合、履修済科目名を記載してください。
1	精神医学と精神医療	168		
2	現代の精神保健の課題と支援	168		
3	精神保健福祉の原理	168		
4	ソーシャルワークの理論と方法	168		
5	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	168		
6	精神障害リハビリテーション論	84		
7	精神保健福祉制度論	84		
8	ソーシャルワーク演習（専門）	252		
9	ソーシャルワーク実習指導	252		
	ソーシャルワーク実習	210		
	ソーシャルワーク実習〈60時間免除〉	—		
	計	1,722		

(注1) 既修得科目の読替は「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」(平成23年8月5日厚生労働省障発0805第5号)に基づき、認定します。申請者においても、自身の履修済みの科目について、上記通知を確認のうえ、既修得科目認定を申請してください。

(注2) 既修得科目として認められる時間数の上限は、本課程の総履修時間数の2分の1となります。

(注3) ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、あわせて履修済みの場合のみ申請が可能です。どちらか一方の科目のみの申請は認められません。なお、ソーシャルワーク実習(60時間免除)は、社会福祉士養成課程(大学、養成施設等)にてソーシャルワーク実習(相談援助実習)を履修した方に限ります。実習時間210時間のうち、障害者施設等における60時間を免除します。

キリトリ線